

つるい



2024

6

754号



大石村政 4 期目始動 2 ~ 3

第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 . . . 6 ~ 7

鶴居村ふるさと納税状況 9

大石村政4期目始動！

～村民主役・鶴居スタイルの創造

子供たちの未来につながる確かな村づくり～



当選証書の交付を受ける大石村長

任期満了に伴う鶴居村長選挙が去る4月16日告示され、現職の大石正行氏が無投票で再選となりました。

4月22日には、当選証書が交付され、5月20日より4期目の村政がスタートしました。

任期は令和6年5月20日から令和10年5月19日までの4年間です。

また、5月17日に開催された第3回鶴居村議会臨時会において、鶴居村副村長の選任についての議案が提出され、新たに高松一哉氏が任命されることとして同意されました。

任期は令和6年6月1日から令和10年5月31日までの4年間です。



子供たちの未来につなげる 村づくりの推進に向けて

鶴居村長 大石 正行

去る4月16日執行の村長選挙におきまして、私自身、4期目を目指し立候補させていただき、多くの村民皆様のご理解と御支援などを賜り、無競争による当選の栄誉を授かりました。

浅学菲才な私にとりまして、誠に光栄なことであり、村民の皆様に心から御礼を申し上げますとともに、これまでの3期12年にわたる村政の執行に対して、深いご理解を賜ってまいりましたことに感謝を申し上げます。

これから4年間の村政の執行を考えますと、身の引き締まる思いであると同時に、地域の様々な可能性を探りながら、各種課題に対処していかなければならず、時間の猶予はないものと考えております。人口減少が進む高齢社会への対応や村民の安心安全な暮らしの確保、厳しい経営環境にある酪農対策、地域資源を活用した活性方策や観光振興など、取組む課題は山積しております。

先人、先達が築いた大切な地域の基盤を私たちの手で磨きをかけ、次の時代へ持続可能な姿で引き継いでいかなければなりません。

同時に、私自身がこの度の選挙で掲げた「村民主役・鶴居スタイルの創造」そして「子供たちの未来につなげる確かな村づくり」を村政の主眼に置き、「村民に安全安心を届ける村づくり」「産業振興と地域資源を活用する村づくり」「村民協働による活力醸成と確かな村づくり」を進めてまいります。

村民の公平公正な行政運営を基本としながら、地域福祉の充実や酪農畜産の振興、商工業の活性化、教育環境の充実、デジタル環境の整備、タンチョウをはじめとする地域特性を最大限に活かした観光振興など、村民の皆さんが笑顔で元気を出していける環境づくりに努めてまいります。

また、地域には様々な課題や可能性を有しておりますが、村民皆様と情報を共有して、魅力ある村づくりを丁寧に進めてまいります。

私は、あらためてこれからの4年間、初心に立ち返りながら、村民との対話やコミュニケーションを大切に、村民の声を村政に反映させてまいり所存であります。

同時に、鶴居村の歴史やコロナ禍の教訓から学んだ村民の暮らしと地域の営みを守り、地元経済の振興などに、職員とともに全力かつ公明正大な気持ちで様々な行政課題に取り組む覚悟です。

どうぞ、村民皆様には引き続きのご理解を賜りますよう衷心よりお願い申し上げ、引き続きの村長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。



副村長就任のご挨拶

副村長 高松 一 哉

【高松副村長の略歴】

1971年（昭和46年）1月30日生（53歳）

標茶高等学校、釧路公立大学、北海道教育大学大学院修士課程修了後、北海道大学大学院博士後期課程にて環境科学を専攻し、博士号を取得。

北海道職員から鶴居村職員となり、生涯学習課社会教育主事、産業課商工観光係長、振興課企画係長を経て、2011年（平成23年）に振興課長補佐、2012年（平成24年）に住民課長補佐、2013年（平成25年）に保健福祉課長、2015年（平成27年）に社会福祉法人鶴居村社会福祉協議会事務局長を併任、2020年（令和2年）に子どもセンター長を兼務、2021年（令和3年）に企画財政課長。

他、鶴居村PTA連合会会長、鶴居小学校PTA会長、公益財団法人北斗霊園理事などを歴任

去る5月17日の第3回臨時議会におきまして副村長選任のご同意を賜り、6月1日付で副村長に就任いたしました。このような重責を担わせていただきますことは身に余る光栄であり、日々、職責の重さを実感しています。

約3年にわたって流行した新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に感染症法上の5類感染症に分類され、人々の行動をはじめ、ようやく元の日々が戻りつつありますが、国内外の動きを見ますと、ロシア連邦によるウクライナ侵攻以降、原油や穀物などの価格上昇が国内における様々な物価上昇をもたらし、皆さまの日々の暮らしや生業に大きな影響を及ぼしています。また、少子化の急速な進展によって、本格的な人口減少時代が到来し、地方自治体を取り巻く情勢も大変厳しいものとなっています。

このような時代において、村民の皆さまが主役である公平公正な村政を進め、村民の皆さまと行政とが共に村の将来像を思い描いていくことが、鶴居村の持続可能性を高めるために大切なことであると考えています。さらに、再発見から100年を迎えた村のシンボル「タンチョウ」を育む、釧路湿原をはじめとした「かけがえのない自然環境」を守り、次の世代に引き継いでいく取り組みも進めなければなりません。

大石村長が目指す『子供たちの未来につなげる確かな村づくり』実現のため、時々の変化に柔軟に対応できる行政人材の育成を図るなど、私自身、もとより微力ではありますが、これまで培ってきた行政経験を生かし、大石村長の補佐役として鶴居村の未来が明るいものとなるよう全力で取り組む覚悟でございます。

どうかこれまでと同様に、村民の皆さまの変わらぬご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます、副村長就任に当たってのご挨拶といたします。



退任のご挨拶

前副村長 長尾 法 明

5月31日をもって鶴居村副村長を退任いたしました。

新型コロナウイルスの猛威が国内で始まった令和2年に就任してからの4年間、鶴居村の行政運営に携わり、また、村民として過ごさせていただきましたこと深く感謝申し上げます。

大石村長はじめ役場職員皆さんの積み重ねられた知識と経験、また、松井議長はじめ議員皆さんの深い寛容力に助けられ、そして、何より村民の皆さんの厚いご理解とご協力を賜り、コロナ禍における住民の健康確保や産業の底支えをはじめ、アフターコロナに向けての振興策に励むことができました。重ねてお礼申し上げます。

全国で疲弊していく市町村が多い中、鶴居村は発展の可能性を持った魅力ある村だと思っています。それはタンチョウや湿原などの美しい価値を有することはもちろんですが、一番の財産は「ひと」と思っています。ここに生まれ育った方々に、鶴居を好み移住されてきた方々が加わり、鶴居村の景色と相まって様々な変化や進化が生まれている村です。「鶴居村は素敵だね」と言われ続ける村づくりに陰ながら応援していきたいと思えます。4年間、本当にありがとうございました。

～国民健康保険税の税率を改正します～

国の法律改正により、平成30年4月から北海道が道内の市町村とともに、国民健康保険の運営を担うこととなり、北海道は財政運営の責任主体として、道内市町村ごとの国民健康保険運営事業納付金を決定し、鶴居村は納付金を北海道に納付することになりました。

この納付金は、国民健康保険税で賄うこととなりますが、現在の税率では北海道から示された納付金には足りず、税率を改正する必要があります。

そのため、鶴居村では、北海道から示された標準保険料率を参考に、税率を改正していきます。

しかし、急激に税率を上げることは避けなければならないため、まずは、令和12年度までの段階的な引き上げとし、賦課方式の統一、保険料水準の統一を目指します。

<令和6年度国民健康保険税率の改正内容>

区 分		改 正 前	改 正 後	増 減
医 療 分	所得割率	6.91%	7.10%	+0.19%
	資産割率	20.00%	20.00%	—
	均等割額	24,000円	25,000円	+1,000円
	平等割額	25,500円	27,000円	+1,500円
	課税限度額	650,000円	650,000円	—
後 期 分	所得割率	2.52%	2.72%	+0.20%
	資産割率	—	—	—
	均等割額	6,700円	7,500円	+800円
	平等割額	14,500円	16,000円	+1,500円
	課税限度額	220,000円	240,000円	+20,000円
介 護 分	所得割率	2.13%	2.49%	+0.36%
	資産割率	—	—	—
	均等割額	7,500円	8,700円	+1,200円
	平等割額	9,500円	11,000円	+1,500円
	課税限度額	170,000円	170,000円	—

※介護分は40歳以上～65歳未満の方が対象となります。

※課税限度額の改正は地方税法の改正に伴うものです。

<未就学児 均等割軽減について> 未就学児分の均等割軽減(令和6年度税額ベース)

均等割額の軽減	区分	均等割額	
		軽減前	軽減後
軽減なし	医療分	25,000円	12,500円
	後期分	7,500円	3,750円
2割軽減	医療分	20,000円	10,000円
	後期分	6,000円	3,000円
5割軽減	医療分	12,500円	6,250円
	後期分	3,750円	1,875円
7割軽減	医療分	7,500円	3,750円
	後期分	2,250円	1,125円

令和4年4月より、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入している全世帯の未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である)を対象に、保険料均等割額の5割が軽減されます。

※所得の基準による軽減措置が該当する場合は、軽減措置後の均等割の5割が軽減されます。

※介護分は40歳から65歳未満までの方が対象となり、未就学児は対象外です。

<国民健康保険の一部負担金の減免制度について>

鶴居村の国民健康保険に加入されている方で、災害や事業の休廃止・失業などの理由で世帯の収入が減少し、医療機関等の窓口で支払う医療費(一部負担金)の支払いが困難になった場合は、一定期間においてその一部負担金を減免することが出来ます。

制度の詳細や申請に必要な書類等については、下記までお問い合わせ願います。

<産前産後期間の軽減制度について>

令和6年1月から子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の4カ月間(多胎妊娠の場合6カ月間)の国民健康保険税を軽減する制度が創設されました。

制度の詳細や申請に必要な書類等については、下記までお問い合わせ願います。

令和6年度の納税通知書は、6月下旬に発送いたします。

お問い合わせ先～鶴居村役場住民生活課保険年金係 電話 0154-64-2113

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和6年度の保険料等について ～

■ 6月に保険料額をお知らせします ■

令和6年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たり保険料】 52,953円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得—最大43万円) ×11.79%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切捨)
--	---	---	---	---

- 1年間の保険料の上限額は80万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

～令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります～

- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

◆ 保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)

ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。

「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

(1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)

(2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方

(3)新たに制度に加入された方の半年の期間

※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は住民生活課保険年金係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

【電話】011-290-5601

住民生活課 後期高齢者医療担当

【住所】〒085-1203

阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

鶴居村役場

【電話】0154-64-2113

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

《基本理念》 健やかに 生きがいを持って みんなで支え合えるむらづくり

村では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえた「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。令和6年度から令和8年度までの3年間は、この新しい計画に沿って、介護保険事業を運営していきます。※計画は、村のホームページなどで公開しています。

介護保険料の見直し

65歳以上の方の介護保険料は、計画期間に合わせ3年に一度見直すことになっており、計画期間中の介護サービス給付費や地域支援事業費の見込み額の23%を65歳以上の方の人数で割った額が基準額となります。村の第9期計画期間中の介護サービス給付費や地域支援事業費は約8億4,200万円と見込まれることから、基準額を第8期の月額5,325円（年額63,900円）から月額5,267円（年額63,200円）に見直しました。また、保険料段階を第8期の10段階から国の示す標準段階に合わせ13段階に細分化しました。このため、第9段階から第13段階に該当される方は保険料が増加します。

尚、村では、介護保険準備基金を取り崩して保険料の負担軽減を図る他、保険料段階が第1段階から第3段階の方の公費投入による保険料の軽減は引き続き継続しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

保険料段階	対象者の要件		第9期（令和6～8年度）の保険料		（参考） 第8期の 保険料
	世帯の 村民税	前年の収入状況	基準額（5,267円） に対する負担割合	年額保険料 （100円未満切捨て）	
第1段階	非課税 世帯	生活保護受給者 前年の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.285 (0.455)	18,000円 (28,700円)	19,100円 (31,900円)
第2段階		前年の合計所得＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.485 (0.685)	30,600円 (43,200円)	31,900円 (47,900円)
第3段階		前年の合計所得＋課税年金収入が120万円を超える	0.685 (0.690)	43,200円 (43,600円)	44,700円 (47,900円)
第4段階	世帯に 課税者 あり	前年の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.9	56,800円	57,500円
第5段階 (基準段階)		前年の合計所得＋課税年金収入が80万円を超える	1.0	63,200円	63,900円
第6段階	本人が 課税者	前年の合計所得が120万円未満	1.2	75,800円	76,600円
第7段階		前年の合計所得が120万円以上210万円未満	1.3	82,100円	83,000円
第8段階		前年の合計所得が210万円以上320万円未満	1.5	94,800円	95,800円
第9段階		前年の合計所得が320万円以上420万円未満	1.7	107,400円	111,800円
第10段階		前年の合計所得が420万円以上520万円未満	1.9	120,000円	
第11段階		前年の合計所得が520万円以上620万円未満	2.1	132,700円	
第12段階		前年の合計所得が620万円以上800万円未満	2.3	145,300円	
第13段階	前年の合計所得が800万円以上	2.4	151,600円	127,800円	

※()は、公費投入による保険料負担軽減前の負担割合及び年額保険料です。

【お問合せ先】 保健福祉課介護保険係(電話 0154-64-2116)

介護保険制度の改正について

介護報酬の改定

令和6年4月に介護報酬が改定されました。介護報酬の改定に伴い、サービスを利用したときに支払う利用者負担額も変わりますが、利用者負担額は、利用されるサービスの種類や負担割合によって異なりますので、個々の利用者負担額につきましては、サービス事業者にご確認ください。

尚、訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・居宅療養管理指導については、令和6年6月から介護報酬が改定されます。（介護予防サービスも同様です。）

一部の福祉用具の利用方法の変更

令和6年4月から、福祉用具貸与品目の内、固定用スロープ・歩行器(歩行車を除く)・単点杖(松葉杖を除く)と多点杖については、利用方法を「借りる」又は「購入する」のどちらかを選択することができるようになりました。選択に当たっては、福祉用具専門相談員や担当のケアマネジャー、地域包括支援センターの職員に相談の上、選択に当たって必要な情報の提供及び必要に応じ医師等の意見や利用者の身体状況等を踏まえた提案を受けるようにしましょう。

介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額等の変更

介護保険施設を利用したときに支払う居住費等、食費は基準となる額(基準費用額)が決められています。近年の光熱水費の高騰を受け、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点から、令和6年8月から居住費等の基準費用額が変更されます。(食費の基準費用額に変更はありません。)

◆基準費用額(日額)

ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室	
		介護老人保健施設 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
2,006円 ↓ 2,066円	1,668円 ↓ 1,728円	1,668円 ↓ 1,728円	1,171円 ↓ 1,231円	377円 ↓ 437円	855円 ↓ 915円

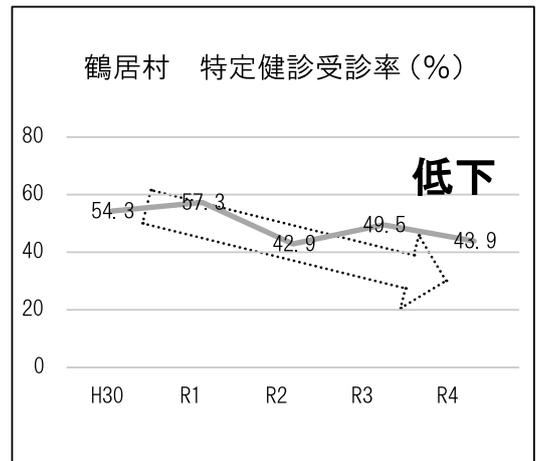
これに伴い、住民税非課税世帯の方の施設利用が困難とならないよう、下の表にある負担限度額を超えた分を介護保険から給付する「特定入所者介護サービス費等」も金額が変更となります。

◆負担限度額(日額)

利用者負担段階	ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室		多床室
			介護老人保健施設 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	
第1段階 ○生活保護の受給者 ○本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	820円 ↓ 880円	490円 ↓ 550円	490円 ↓ 550円	320円 ↓ 380円	0円
第2段階 ○本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	820円 ↓ 880円	490円 ↓ 550円	490円 ↓ 550円	420円 ↓ 480円	370円 ↓ 430円
第3段階① ○本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	1,310円 ↓ 1,370円	1,310円 ↓ 1,370円	1,310円 ↓ 1,370円	820円 ↓ 880円	370円 ↓ 430円
第3段階② ○本人及び世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方	1,310円 ↓ 1,370円	1,310円 ↓ 1,370円	1,310円 ↓ 1,370円	820円 ↓ 880円	370円 ↓ 430円

精密検査は「病気の早期発見・予防」のチャンス！

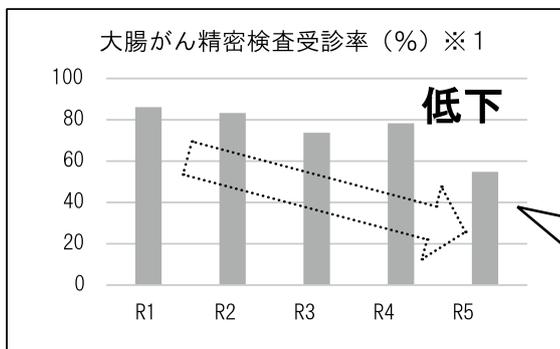
4月の集団けん診では、約450名の方に受けて頂きありがとうございました。結果を心待ちにしている方もいるかもしれませんが、通知が届きましたら、速やかに開封しご自身の結果を確認しましょう。コロナ禍によりけん診を受ける人が減っていますが、日頃の体調確認、病気の早期発見・予防の為にけん診はとても大切です。もし、結果が「医療機関を受診して下さい」となっていたら、速やかに病院を受診しましょう。



出典：地域保健報告より

大腸がんはがんで亡くなる女性の死亡原因1位、男性では2位(全国)

必ず受けてほしい精密検査として、大腸がん検診があります。今回は、鶴居村の大腸がん検診についてご紹介します。「精密検査が必要」となった人のうち、病院を受診し検査を受けた人の割合を「大腸がん精密検査受診率」といいます。精密検査を受けることで、「ポリープが見つかった」等の有所見がわかり、がんになる前の段階で治療することができます。早期発見・予防につながり、身体への負担も軽くすみます。鶴居村での要精密検査受診率は残念ながら低下傾向です(グラフ参照)。全国で死亡原因の1位、2位を争っている大腸がんは40歳代から増加すると言われています。もし、「精密検査が必要」となった場合は、早めの受診をお願いします。検査について、不安や心配事などがあれば、保健師に相談ください。



【大腸がん検診】昨年度は精密検査を受診された方のうち約65%の方が有所見、経過観察または治療開始となっています。

※1 村が精密検査受診結果を把握している人数より算出した参考値(令和6年3月時点)。

令和6年度 けん診の受診券の申し込みにWEB予約ができるようになりました！

【集団検診】子宮頸がん検診・乳がん検診・骨粗しょう症検診・大腸がん検診
 日程：7月10日(水) 申し込み締め切りは6月10日(月)まで




【個別】特定健康診査、75歳以上健康診査、がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がん検診)、骨粗しょう症検診



24時間いつでも予約可能です！



お問い合わせ先：鶴居村役場保健福祉課 保健師 電話：0154-64-2116

鶴居村ふるさと納税の状況について

ふるさと納税寄付金
温かいご支援
ありがとうございます！

寄付総額

113,370,000 円

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）も村内出身の方々、鶴居村の取り組みを応援していただく多くの方からご支援をいただきましたので報告します。

ご寄付を賜りました皆さまに、あらためてお礼申し上げます。ありがとうございました。

使 途	金 額
特別天然記念物「タンチョウ」に関する事業	19,112,000円
釧路湿原をはじめ自然環境の保全等に関する事業	24,317,000円
地域振興及び地域福祉に関する事業	4,065,000円
教育及び文化スポーツの振興に関する事業	3,896,000円
子ども子育て及び青少年の人材育成に関する事業	19,323,000円
クラウドファンディング事業	1,785,000円
用途を指定しない(鶴居村におまかせ)	40,872,000円
合 計	113,370,000円

鶴居村のホームページでも、ふるさと納税の仕組みや申込方法、ふるさと納税のお礼の品等を紹介しています。

鶴居村は美しいむらづくりを目指しています。今後ともご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

【ふるさと納税について】

<https://tsurui-furusato.jp/>



【お問い合わせ先】

役場企画財政課

むらづくり推進係

☎ 0154-64-2112



クニオカ工業株式会社様による一般駐車場整地

4月22日、クニオカ工業株式会社様（弟子屈町）において、鶴居南3丁目（セイコーマート鶴居店横）で役場が管理している一般駐車場の整地をしていただきました。

現在、駐車場の一角を工事現場事務所として、クニオカ工業株式会社様に貸付をしており、地域貢献活動の一環として、全体をタイヤローダーでならして砂利を敷いていただきました。

整地により駐車場の利便性が向上し、快適に利用できるようになりました。この度の地域貢献に深く感謝申し上げます。

ふるさと納税アドバイザーの就任

地方創生を推進する複業マッチングフォーム「複業クラウド for public」を展開する株式会社Aoter worksと鶴居村は、民間で培った地検や才能、実勢等を保有する者を本村で登用し、お互いが持つ環境や資源、特徴を活かしながら官民連携を推進する取組みとして、本村のふるさと納税を支援していただく人材となる「ふるさと納税アドバイザー」に都内でECコンサルタント等で活躍される小笠原由多さん、笹藪今日子さん、2名の方に就任していただきました。

今後の活躍に期待しています。



株式会社佐々木建設様より寄附金の贈呈

5月8日、村内企業の株式会社佐々木建設様より現金100万円の寄附をいただきました。

本村では、鶴居村子どもセンターや鶴居村新総合体育館ファミスポアップなどの村有施設の建設や、役場庁舎機能改善建築主体工事の他、各種村道の整備を請け負っていただき、鶴居村に多大な貢献をしていただいております。

いただいた寄附はふるさと創生中学生派遣事業に充てられます。この度のご厚意に深く感謝申し上げます。

美しい村＝鶴居村！ 「ポイ捨てシャットアウト」村民一斉清掃

5月11日、美しい村づくりの取組みとして「ポイ捨てシャットアウト」村民一斉清掃が実施されました。

春になると雪解けとともに、ポイ捨てゴミや、かげに隠れるように不法投棄された多くのゴミが姿を現します。例年、これからの行楽シーズンに向け、美しい村の景観を保つために村内の観光名所等で行われています。

清掃は鶴居市街地及び人や車の往来が多い道道54号沿いや村内各地で行われ、参加者は火ばさみやゴミ袋を片手に村のより一層の美化に努めました。



冬のタンチョウに関わる村の活動報告会



4月24日と25日に教育委員会の主催で、昨冬に村が取り組んだタンチョウに関わる活動について、その内容や結果を報告する会を開催し、住民を中心に延べ25名にご参加いただきました。

雪裡川周辺で行われたねぐら調査では、500羽を超えるタンチョウが利用していたことや、日中でも多くのタンチョウが不凍水域を利用していたこと等、9つの活動について報告しました。また、鶴見台での来訪者対応の活動に参加した住民からは、ゆっくりとタンチョウを観察しながら観光客と楽しい時間を過ごすことができたといった声が聞かれました。このような報告会を通じて、住民のみなさんにタンチョウへの興味関心を深めてもらえればと思います。



タンチョウのえさづくり活動はじまる

幌呂小学校と下幌呂小学校では、毎年全校児童でタンチョウの冬の給餌用のえさにするデントコーンを作る活動を行っています。えさづくりを通じて、タンチョウや保護活動に興味関心を持ってもらうねらいがあります。この活動の最初の作業となる種まき活動が、両校とも5月15日に行われました。

活動にあたっては、地区の農家さんのご厚意により敷地の一部をお借りし、畑起こしから整地作業までお膳立ていただいています。子どもたちは、きれいに整地された畑に畝を切り、肥料と種をまいた後、寒さに負けないよう不織布で覆う作業に汗を流しました。高学年が低学年の様子を見ながら優しく教えている姿が印象的でした。6月の草取り作業を経て、9月にコーンを収穫し、しっかり乾燥させてからつぶ状にほぐしてえさの完成です。今年は何れくらいのえさができあがるのか、今から楽しみです。



みんなの掲示板

人口の動き（前月比）

総人口 2,457人（-3人） うち外国人人口 42人（-1人） 死亡事故ゼロの日
男性 1,233人（-1人） 3,089日
女性 1,224人（-2人） 世帯数 1,205世帯（+5世帯） ※すべて4月末時点

お誕生おめでとうございます

吉田 菜心^{なこ}（女）鶴居市街

議会情報

■令和6年第3回鶴居村議会臨時会

今臨時会は5月17日（金）の会期1日で開かれ、3件の議案にて審議が行われ原案のとおり議決されました。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

（鶴居村税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて

（鶴居村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第39号 鶴居村副村長の選任について

お知らせ

■国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。7月分から翌年6月分までを1年度として当該年の7月から申請することができますので、手続きをお願いいたします。

問合せ先：役場住民生活課保険年金係

☎0154-64-2113

■鶴居パークゴルフ協会からのお知らせ

鶴居パークゴルフ協会では年々会員数が減少していることもあり、新たな会員を募集しています。

主な活動は、村長杯パークゴルフ大会をはじめとする各種大会への参加のほか、日帰り研修旅行などを行っております。日々楽しく活動できる内容となっております。ご興味のある方は、お気軽に事務局までご連絡ください。皆さまからのご連絡を心よりお待ちしております。

会員資格：村民・村内勤務の方

問合せ先：事務局 児玉

☎0154-64-2755

村内のイベント

■初夏の花を見に行こう

釧路湿原はいよいよ花のシーズン到来です。初夏を代表する湿原の花々を観察しましょう。

日時：6月9日（日）10時～12時

定員：15名

参加費：無料

開催場所：温根内ビジターセンター

申込・問合せ先：温根内ビジターセンター

☎0154-65-2323

■釧路湿原国立公園クリーンデー

釧路湿原国立公園の美化清掃活動及び自然保護啓発を目的として清掃活動を実施いたします。貴重な動植物が生息している釧路湿原を皆さんの手できれいにしませんか。

日時：6月9日（日）10時～11時※雨天中止

定員：なし

参加費：無料

場所：温根内ビジターセンター周辺・駐車場

申込・問合せ先：釧路湿原国立公園連絡協議会事務局

☎0154-31-4594

— その他 —

■一定面積以上の土地取引には届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

- ・届出の対象となる面積
 - 市街化区域 2千㎡以上
 - 市街化区域以外の都市計画区域内 5千㎡以上
 - 都市計画区域外 1万㎡以上
- ・届出者
 - 土地の権利取得者（買主等）
- ・届出期限
 - 契約締結日から2週間以内
 - ※提出期限を過ぎた場合でも、届出書を提出ください
- ・罰則
 - 届出をしないと法律で罰せられることがあります
- ・提出書類（各3部）
 - 土地売買等届出書
 - 土地売買等契約書の写し
 - 土地の位置を明らかにした地形図（※縮尺5万分の1以上）
 - 土地及びその付近の状況を明らかにした図面（※縮尺5千分の1以上）
 - 土地の形状を明らかにした図面
 - 委任状（代理人が届出する場合）
- ・届出・問合先
 - 企画財政課企画調整係
 - ☎0154-64-2112
 - ※提出様式や制度の詳細はホームページをご覧ください

■H I V・肝炎・梅毒検査のお知らせ

釧路保健所ではH I V（エイズ）・肝炎・梅毒審査を実施しています。H I Vや肝炎、梅毒は性的接触や血液を介して感染します。感染が心配な出来事がある方は、一度検査を受けてみましょう。検査は、月2回（原則第2、4火曜日）・完全予約・匿名で行っております。6～9月、12月は夜間帯の検査も実施しています。まずは相談ください。

場所：釧路保健所（釧路市城山2丁目4-22）
H I V相談直通電話：0154-65-8076

■STOP熱中症！クールワークキャンペーン

職場での熱中症予防対策を進めていただくため、5月から9月までを期間として「STOP熱中症！クールワークキャンペーン」を実施します。

昨年は北海道内でも猛暑の影響で職場の熱中症が153件（休業1日以上）と急増し、過去最多となりました。熱中症の発生は7月・8月に多く発生していることから、これらの時期に向け早い段階から予防対策に取り組む必要があります。

取組に当たっては、熱中症予防のための指標である「暑さ指数（WBGT値）」の活用、設備対策、衛生教育などを実施願います。

厚生労働省 北海道労働局労働基準監督署（支署）

鶴居文芸

凍原社5月句(俳句)

満開の桜並木に風躍る
別海高恩と根性春飛躍
初夏の風山野それ躍動す
オオジシギ故郷の空ぞ躍動す
雪裡川しぶきは躍る風音
漸々に新芽ほつほつ躍動す
野山にも若葉がひかり躍り来る

恒 紀 和 春 公 ち ミ
子 代 子 夢 子 え ヤ
子 子 子 子 子 こ ノ



住宅用火災警報器の設置率調査結果について

5月に行いました、住宅用火災警報器の設置率調査にご協力いただきありがとうございました。
調査結果は以下のとおりです。

調査世帯数	設置世帯数	設置率
94世帯	77世帯※	82%

※調査世帯数は定数以上（24世帯以上）を無作為に抽出した世帯数となっています。
※調査結果は昨年度の結果に今回の調査結果を反映させて計算しています。

未設置のご家庭へ

「鍋の空焚きから火がついた」「電気ストーブを付けたまま就寝してしまい布団が接触し火がついた」「タバコの火の不始末により周りに燃え移った」「コンセントのホコリから火がついた」など、日常生活の中で気付かぬうちに起きてしまう火災を、住宅用火災警報器が設置されていたことにより警報音で早期に気付くことができ火災を未然に防ぐことができたという報告が全国から数多くされています。

住宅用火災警報器の設置は法律で義務づけられています！皆さんの貴重な命や財産を守るため早急に設置しましょう。

設置済みのご家庭へ

次の3つのポイントに注意して継続的に維持管理を行い、いざという時に備えましょう。

- ① 定期的に作動点検をしましょう。
- ② 古くなると電子部品の寿命・電池切れにより火災が感知できなくなることがあるため、おおむね10年を目安に機器の交換をしましょう。
- ③ ホコリなどが溜まっていないか確認し清掃しましょう。

警報器の設置、維持管理については総務省消防庁のホームページで確認することができますので参考にしてください。



鶴居村防火標語の募集について

消防では第5回鶴居村防火標語を募集します。一人ひとりが火災予防の意識を強く持ち、村民全員の方で「火災ゼロ」を目指しましょう！！

応募の際は消防より配布の応募用紙に記入の上、消防署に提出してください。最優秀賞に選ばれた作品は消防のイベントでの活用や鶴居小学校前、幌呂小学校、下幌呂消防部詰所に掲示されるほか、入賞された方には消防署長より表彰状及び副賞を贈呈します。

※応募用紙は消防署にも用意をしていますので、必要な方は消防署までお越しください。



募集期間 令和6年6月1日～令和6年7月31日

防火標語使用期間 令和6年10月15日～令和7年10月14日

危険物安全週間について

ガソリン・灯油・軽油などの危険物は事業所等だけではなく私たちの生活に欠かせないものとなっています。しかし、小さな不注意で生活のすべてを壊しかねない危険なものです。

そこで、平成2年に自主保安体制の確立と、意識の高揚・啓発を図るため消防庁が制定したのが危険物安全週間です。制定以来、毎年6月の第2週が実施期間となっており、今年度は

「次世代へ つなごう無事故と 青い地球^{ほし}」を統一標語に、

6月2日（日）から8日（土）まで実施されます。

今回は、家庭内でよく使用される灯油を安全に保管するための注意点を紹介します。



灯油の保管の注意点

1. シーズン中に使いきれなかった灯油は次に持ち越さず処分する。
 - ・・・長期間保存をすると灯油は変質し、使用するとヒーターの故障や、事故につながります。
2. 直射日光が当たらず、温度と湿度が低い場所(室内)に保管する。
 - ・・・高温、多湿は灯油の変質を早めます。
3. 外で保管しなくてはいけない場合は室外用タンクを使用する。
 - ・・・室外用は、紫外線や、雨水・結露などの水分、温度の変化に室内用よりも耐えることができます。
4. 子どもや、ペットの手の届かない場所に置く。
 - ・・・タンクを倒したりして、こぼしてしまうことを防ぎましょう。
5. 火気の近くに置かない。
 - ・・・直接引火するリスクを減らしましょう。



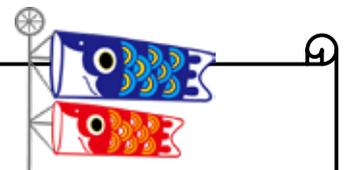
危険物の取扱いや防火に関するご相談は鶴居消防署(☎64-2344)までご連絡ください。

タバコのポイ捨てはやめましょう！

先日、幌呂市街の道路沿いで火が付いたまま捨てられたであろうタバコの吸い殻があるという報告がありました。火のついたタバコのポイ捨ては環境汚染だけでなく火災の原因になりうる大変迷惑で危険な行為です。絶対にやめましょう。

こいのぼりを募集しています！

鶴居消防署ではGWで飾るこいのぼりが不足しています！
ご家庭で不要になったものなどを寄付していただける方は鶴居消防署までご連絡ください！



全国統一防火標語

『守りたい 未来があるから 火の用心』

X(旧ツイッター)

鶴居村防火標語

『火は消した？ いのちをまもる あいことば』



インスタグラム

新刊案内

鶴居村図書館だより

展示コーナーのお知らせ

6月の展示は「ようこそ図鑑の世界へ」です。大人も子どもも楽しめる様々な図鑑が大集合します。新たな発見があるかもしれません。是非、見に来てください。展示期間は6月24日（月）までです。

- 開館時間……10：00～18：15
- 休館日……6月の休館日は6/25(火)です。
- 貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】
2週間（1人10冊まで）
【CD・VTR・DVD】
2週間
（CD3点、VTR2点、DVD1点まで）

紹介している本は5/29(水)から利用できます。

イチからわかる古文書の読み方・楽しみ方



増田 孝 著

これから古文書を読んでみよう、あるいは趣味を持つと志す人に向けて、古文書・くずし字の読み方から鑑賞のポイントまで、松尾芭蕉や伊達政宗の手紙など9つの実例とともにやさしく解説する。

おひとりさまの後始末



なとみ みわ 著

認知症や寝たきりになったときの介護問題、死んだ後のお墓・遺産問題…。自由気ままなおひとりさまを謳歌するイラストレータが終活エキスパートに会いに行き、楽しい最期を目指す「おひとりさま終活」を漫画で描く。

Natsuの1週間節約献立



Natsu 著

1週間の食費目安は、1人分2000円！一汁三菜&ボリュームたっぷりなのに節約できる4週間分の献立+65品を紹介。マネするだけでできるよう、買い物リストからレシピまでを掲載する。

夏目家のそれから



半藤 末利子 著

漱石亡きあと、遺された夏目家の人々はどう生きたのか。個性豊かな親族たちとのエピソードを、日本近代文学の巨人・夏目漱石の孫にして、作家・半藤一利の妻でもある著者が綴った、滋味あふれるエッセイ集。

アンとおじいちゃんの妖精図鑑



のぶみ 作

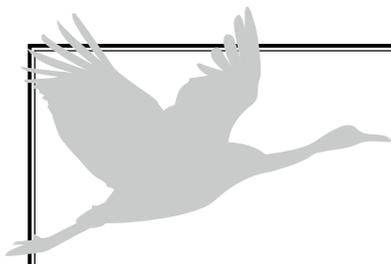
「妖精ってホントにいるの」とおじいちゃんにたずねたアン。おじいちゃんは「目で見ようとするんじゃなくて感じようとするのが大切だよ」と教えてくれて…。自然への愛情や夢を育む絵本。妖精を見る方法&妖精図鑑も収録。

ふくろをかえたいおせんべいくん



ホソカワ レイコ 作・絵

カラフルでかわいいふくろに入りたい！工場で透明なふくろに入れられたおせんべいくんは、ほかのお菓子のようすてきなふくろや箱に入りたいと思い、町に出かけますが…。



KODOMO 湿地交流「つるいっ子×自然戦隊マガレンジャー」IN 宮島沼

KODOMO 湿地交流つるい委員会では村からの補助を受け、湿原やタンチョウなどの湿地の生きものを切り口に、他地域の子どもたちとの交流事業を行なっています。今年度最初の活動は、渡り鳥の中継地として有名な美唄市宮島沼でのマガンの観察と、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点に活動している自然戦隊マガレンジャーの子どもたち（マガレン）との交流です。村内小中学校を通じて参加者を募集し、応募のあった小学3年生から中学3年生の13名と4月27日から1泊2日で宮島沼に行ってきました。

途中の休憩や昼食タイムを含めるとバスでの移動は7時間。到着後は手作りの名刺を交換しながらの自己紹介や、自分たちで考えたクイズなどで釧路湿原と宮島沼の事を紹介し、お互いの理解を深めます。ガンのねぐら入りまでの時間を使って行なった「ヨシ紙作り」はマガレンおススメの活動で、気が付くと子どもたちは自然に役割分担をして、どんどんヨシ紙のハガキを作っていました。

1日目のメインイベントは、マガンのねぐら入り観察です。18:30の日没に合わせて18:00頃から沼のほとりでマガンを待ちます。昼間過ごしていた周辺の田んぼから次々に沼に戻ってくるマガンたち。集団で飛来しバラバラと落ちるように着水する様子は、子どもたちには（もちろん私も）驚きの光景です。食べる時に口からポロポロこぼれるラクガンというお菓子の名前の由来がこの様子だとの説明を受けて「あそこで落雁（らくがん）が…また落雁だ！！」と大いに盛り上がりました。

宿泊は、水鳥・湿地センターでマガレンと一緒に寝袋で雑魚寝、食事は参加者みんなで準備するという、今までにはない内容でした。マガレンたちは、普段から同様の合宿？をしているとのことで、食事の準備や後片付けなどは、大人の指示や決まり事がある訳でもなく出来る人が出来る事という感じで慣れています。気が付くと鶴居の子どもたちも、椅子やテーブルの用意、配ぜん、食器洗いなど、自分から声をかけて一緒に動いています。低学年の子どもたちにとっては、食事の準備の時間は遊びの時間。鶴居もマガレンも関係なく一緒に走り回ったりおしゃべりしたり…それぞれの年齢に見合った交流が出来たと思います。

翌朝は3:30起床で、4:30の日の出に合わせて4:00には沼に到着。まだ薄暗い中、声をひそめてマガンの飛び立ちを待ちました。いちばんの大群が飛び立った時の羽音や鳴き声は圧巻で、子どもたちの興奮が伝わってきました。この日のねぐらの利用数は約6000羽とのこと、ピーク時には4万羽が羽を休める宮島沼ですが、つるいっ子には（私にも）十分に満足いく迫力の飛び立ち観察でした。

クッキー作りや宮島沼での自然観察ビンゴなど、2日目の活動も驚くほどに盛りだくさん。早起きの恩恵ですね。でも、昼食を終えて帰路のバスに乗り込むと、すぐに子どもたちの寝息が聞こえてきました。



宮島沼をバックに記念撮影

6月の鶴居村

日時：6月1日(土) 10:30～

第57回鶴居村家畜共進会

場所：鶴居村家畜共進会場

日時：6月8日(土) 8:50～

下幌呂小学校運動会

場所：下幌呂小学校

日時：6月8日(土) 9:30～

幌呂小学校・幌呂中学校合同運動会

場所：幌呂小学校

日時：6月9日(日) 8:30～

教育長杯パークゴルフ場

場所：鶴居パークゴルフ場

日時：6月9日(日) 10:00～

釧路湿原国立公園クリーンデー

場所：釧路湿原周辺

日時：6月17日(月) 10:00～

令和6年第2回鶴居村議会定例会

場所：鶴居村議場

日時：6月18日(火) 10:00～

令和6年第2回鶴居村議会定例会

場所：鶴居村議場

日時：6月18日(火) 13:30～

釧路弁護士会おなやみごと相談

場所：役場 第一・第二会議室

日時：6月21日(金) 14:00～

第45回鶴居村中学生意見発表会

場所：役場 総合センター多目的ホール

今月号の表紙



幌呂小学校と下幌呂小学校で毎年行われているタンチョウのえさづくり活動風景です。1年生は高学年に教えてもらいながら、全児童が協力して作業している風景がとても印象的でした。9月の収穫が楽しみです。

寄付

株式会社佐々木建設

代表取締役 佐々木 泰三 様

・ふるさと創生中学生派遣事業のため
1,000,000円

ふるさと納税(4月分)

313件 4,065,000円



村公式SNS



Facebook



YouTube



Instagram



X(旧Twitter)

編集後記

新緑や桜が綺麗な5月が終わり、緑深まる6月になりました。5月末から6月にかけて小中学校の運動会も開催されます。子供達の元気な応援や一生懸命な姿がいまから楽しみです。学校によって運動会の様子も異なりますので、お友達の応援などにぜひ駆けつけてみてください。(C)

広報つるい6月号

No.754 鶴居村

発行・編集

鶴居村役場企画財政課企画調整係

〒085-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

TEL:0154-64-2112 FAX:0154-64-2577



つるぼー

